



# 自転車の通行するところ

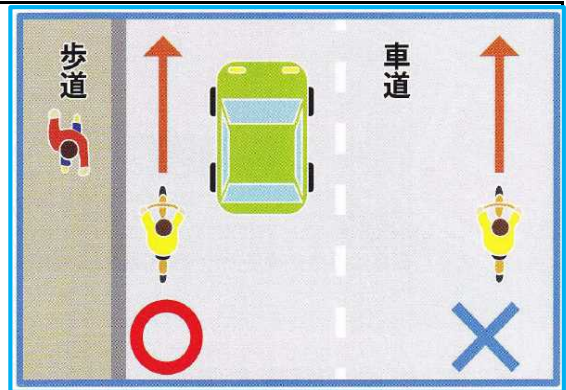
## ポイント

### ◎車道通行のルール

中学生からは大人と同じ「車道の左側通行」となります。

### ◎自転車は車道が原則、歩道は例外

自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道を通行しなければなりません。  
また、自転車は車道の左側端に寄って道路を通行しなければなりません。



### ◎車道に「自転車道」があるときは、その「自転車道」を通行しましょう

自転車道・・・縁石道や柵などで車道の部分に区画された自転車の通行スペース  
「自転車道」内は左側通行

※右の標識(自転車一方通行)がある自転車道では、標識の矢印が示す方向にしか通行することができません。



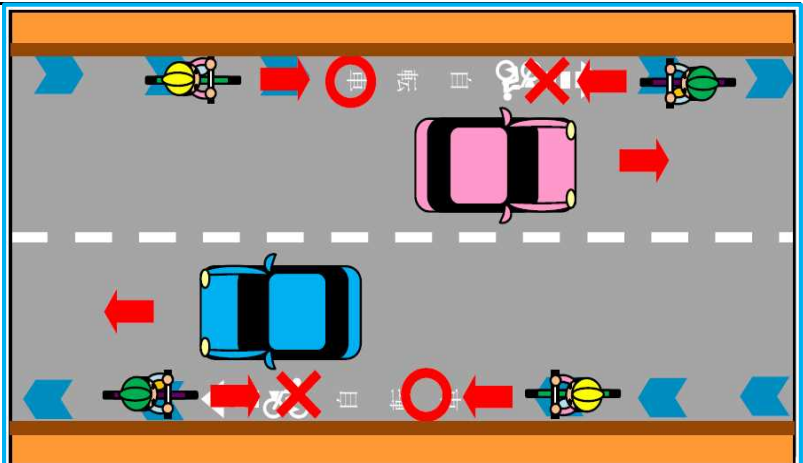
「自転車道」の道路標識



南海中央線

◎高石市では自転車を安全に快適に利用できるよう自転車通行空間の整備を進めています。

車道の左側端の  
◀◀ (矢羽根)に  
沿って通行しましょう



市役所前通り



新村北線